

税に関するご案内

## 固定資産税の縦覧と

## 軽自動車税の減免手続き

### 固定資産税の 縦覧



「固定資産税の縦覧」は、みなさんが所有されている土地や家屋の評価額が、他の物件と比較して適正であることを確認できる制度です。平成23年度固定資産税の縦覧を次のとおり実施します。

#### ●縦覧できる内容

- ・土地価格等縦覧帳簿
- （所在：地番・地目・地積・価格）
- ・家賃価格等縦覧帳簿
- （所在：種類・構造・床面積・価格）

\*土地・家屋の所有者や、税額は縦覧の対象外です。

#### ●縦覧できる人

平成23年1月1日現在、市内に課税対象の土地・家屋を所有している人

#### ●縦覧期間

4月1日（金）から5月31日（火）までの執務時間内

#### ●縦覧場所

近江庁舎は税務課、米原庁舎は市民窓口課、山東・伊吹庁舎は各自治センター自治振興課で縦覧できます。

#### ●縦覧に必要なもの

・納税者本人であることが確認できる書類（運転免許証や納税通知書など）  
・代理人または納税者から委任を受けた方は委任状が必要

### 軽自動車税の 減免



社会生活の支援を目的に、身体的または精神に障がいのある方が所有している軽自動車について、申請により軽自動車税を減免します。

#### ●減免の対象となる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、一定の要件に該当する方。

また、単身で生活する身体障がい者の方が所有する軽自動車等を、常時介護している方が運転する場合。

#### ●減免対象となる軽自動車

\*身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

\*18歳未満の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の通学、通勤もしくは生業のために利用

するための軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車。

減免を受けられるのは、1人1台です。自動車税（普通自動車）の減免を受けている場合は対象となりません。



#### ●申請に必要なもの

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等いずれかの手帳、印鑑、運転者の免許証、自動車車検証、軽自動車税減免申請書

※運転者が、生計を一にする者の場合は（ご家族等が運転者の場合）、生計同一証明書・常時介護者の場合は常時介護証明書が必要です。

#### ●申告期限

5月24日（火）

お問い合わせ  
市民部 税務課（近江庁舎）  
☎52-1556 ☎52-8730